1　ノルウェー王国政府は、次の要件の全てを満たす日本国民からの申請に対し、滞在する許可を与える。

(i)　前記の許可の申請時に日本国に居住する日本国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間ノルウェー王国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の許可の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の許可を有する場合を除く。）。

(v)　有効な日本国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　ノルウェー王国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時にノルウェー王国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の許可の発給を受けていないこと。

(ix)　十分な健康保険に加入していること及び健康であること。

2　1にいう許可の申請は、この制度に特有の手続に従い、在本邦ノルウェー王国大使館又は日本国外のノルウェー王国の使節団に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館又は同使節団の代表者による面接を受ける。申請者は、この制度により、ノルウェー王国に入国する前に滞在する許可を得なければならない。

3　申請者は、ノルウェー語の知識の欠如のみを理由として1にいう許可の発給を拒否されない。

4　滞在する許可は、ノルウェー王国の関係当局に登録された日から最長一年間有効である。ノルウェー王国への入国の日は、滞在する許可が与えられた後六箇月以内の日でなければならない。また、関係当局への登録は、入国後七日以内に行われなければならない。この制度に参加する日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長することは認められない。

5　この制度に参加する日本国民は、ノルウェー王国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　ノルウェー王国政府は、この制度によりノルウェー王国に入国した日本国民がノルウェー王国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加する日本国民は、ノルウェー王国の関係法令の範囲内で、ノルウェー王国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8　ノルウェー王国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　ノルウェー王国政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

在本邦ノルウェー王国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十二年十一月二日に東京で

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二四トン
四	二〇、九八三トン
五	一、二一〇トン
六	八トン
七	一九トン
八	一二トン
九	三一、八七五トン
一〇	五、四三八トン
一一	一〇、四三二トン
一二	五八、五二二トン
一三	四、四七八、五三七トン
一四	九八八、八四三トン
一四の二	三四六、六一六トン
一五	三六八トン
一六	八、三四九トン
一七	一二二、一五〇トン
一八	一二、六九〇トン
一九	九八三トン
二〇	三四三トン
二一	一七、〇〇一トン
二二	七一一トン
二三	四、三二八トン
二四	一七トン
二五	〇トン
二六	三、二九一トン
二七	一〇、八一一トン
二八	三トン
二九	四四六トン

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万五千五百六十九トン

二　冷凍牛肉　二十二万六千六トン

○財務省告示第二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十三万五千百四十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十三万五千百七十九トン

○財務省告示第二十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人の平成二十五年一月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十五年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎